

事 務 連 絡
平成 21 年(2009 年)7 月 6 日

各市町障害福祉主管課長 様

滋賀県健康福祉部障害者自立支援課長

滋賀型地域活動支援センターの利用にかかる取扱い基準について

平素は、県障害福祉の推進にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 21 年度より滋賀型地域活動支援センターを設置したところですが、センター利用が月 16 日未満の場合の取扱いについて、別添のとおりとしますので通知します。

障害者自立支援課
社会活動担当：武村
Tel：077-528-3542
E-mail:ec0003@pref.shiga.lg.jp

滋賀型地域活動支援センターの利用にかかる取扱い基準について

平成21年(2009年)7月6日

○設置事業実施要綱上の規定

利用日数について、滋賀型地域活動支援センター設置事業実施要綱では、第4条第3項で下記のとおり規定している。

「センターの利用者は、原則月16日以上通所可能な者とする。ただし、障害や疾病の状況から、継続した通所はできないが、職員が、休業中の利用者に対して支援を行うことにより、断続的な利用が見込まれる者については、通所日数が16日未満であっても利用対象とする。」

○センター利用が16日未満の場合の取り扱いについて

- ・要綱第4条第1項で定める利用対象者においては、その障害や疾病の状況から月16日以上の利用が困難であることも想定し、第3項を設けている。
- ・第3項の記載にもあるように、休業中の支援を行うことにより実際の利用と同等に扱えるものとする。

具体的には、利用の無かった日における電話や訪問による支援、事業所内での支援検討会議、関係機関との調整等対象者の利用継続、利用終了に伴う支援を行った場合は、要綱第7条、第8条にもあるようにサービス提供の記録、個別支援計画、ケース記録を具備していることで、補助対象とする。

- ・補助対象の有無にかかる判断については、障害や疾病の状況から一概にいえるものではないので、市町の判断によるものとする。

そのため、利用日数の把握、サービス提供記録等の記録の具備については、市町が定期的に確認するものとする。

○センター利用が長期間無い場合の取り扱いについて

- ・入院等の理由から90日（開所以外の日も含む。以下同じ。）以上連続して利用がなかった者は、90日目の属する月の翌月から、また、90日以上連続して利用しないことが明らかになった者は、その事実が明らかになった日の属する月の翌月から補助対象としないこととする。